

厚生労働省群馬労働局発表

令和4年8月12日

【照会先】

群馬労働局労働基準部賃金室

室長 木村 昌訓

室長補佐 小林 康利

(電話) 027-896-4737

令和4年度群馬県最低賃金（地域別最低賃金）の改正答申について

— 群馬地方最低賃金審議会の答申 —

群馬地方最低賃金審議会（会長：谷口 聡 高崎経済大学教授）は、本年6月30日に群馬労働局長から「群馬県最低賃金の改正決定の諮問」を受け、群馬県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月12日に結論を取りまとめ、同日群馬労働局長に対し、群馬県最低賃金を「時間額895円」とする旨の答申を行いました。

この「時間額895円」は、現行の群馬県最低賃金（865円）を「30円」引き上げるものであり、過去最大の引上げ幅となります。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

1 答申のあった時間額	895円
2 現行の時間額	865円
3 対前年引上額	30円
4 対前年引上率	3.47%

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	783円	809円	835円	837円	865円
対前年引上額	24円	26円	26円	2円	28円
対前年引上率	3.16%	3.32%	3.21%	0.24%	3.35%